

14 組織機構の取扱い

『合併協定項目(案)』

行財政小委員会において協議中

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市東京事務所	03 - 08 - 01 - 01	
	(2) 釧路市の港湾庁舎管理	08 - 08 - 02 - 04	
	(3) 消防機関の設置及び本部・署の位置	13 - 01 - 01 - 01	<p>施設は現行を引き継ぎ、本部は現釧路市消防本部の位置とする</p> <p>署・支署及び分遣所は原則現名称を使用するが、町名等の変更が生じた場合は調整を図る</p> <p>支署等の増設・再編は定員管理計画と合わせ配置計画を策定する</p>
	(4) ごみ処理人員・車両台数(直営)	14 - 01 - 01 - 03	現行方式を引き継ぐが、新市における収集は委託化の方式で効率的な体制を検討
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 支所・出張所	03 - 04 - 01 - 02	
	(2) 条例定数と実職員数	03 - 04 - 03 - 02 【先行調整項目】	職員定数の適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努める
	(3) 職務上の地位別職員数	03 - 04 - 03 - 03	現行を引き継ぐが、組織・機構に応じた職員の適正化計画等を新市で策定し、効率的勤務体制を確立
	(4) 職種別職員数	03 - 04 - 03 - 04	(同上)
	(5) 部門別職員数	03 - 04 - 03 - 05	合併時まで決定
	(6) 年齢構成別職員数	03 - 04 - 03 - 06	職員定数の適正化計画等を新市で策定し、均衡のとれた配置に努める
	(7) 事務専決、代決関係	03 - 04 - 08 - 06	(仮称)総合行政センターの事務権能を高める方策を講じる
	(8) 下水道事業の職員配置	10 - 01 - 02 - 01	<p>職員定数及び組織は合併時に新市に引き継ぎ、効率的執行体制確立に努める</p> <p>企業職員としての身分上の整理は、地方公営企業として公営企業管理者の指揮監督下で一元的事業運営を行うため、管理者の補助組織(企業職員)を確立</p>
	(9) 水道事業の職員配置	12 - 01 - 02 - 01	<p>現行を引き継ぐが、簡易水道事業等も含め効率的執行体制の確立に努める</p> <p>職員の身分は公営企業管理者の補助組織(企業職員)とする</p> <p>工業用水道(企業会計)と営農用水道(一般・特別会計)の所管を新市で調整する</p>
	(10) 上下水道部庁舎管理	12 - 01 - 03 - 12	効率的事業運営のため本庁舎・支所等の配置を調整
	(11) 常備消防の組織、人員	13 - 01 - 01 - 02 【先行調整項目】	<p>釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する3町の組織を統合</p> <p>職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぐが、新市における定員管理計画を策定</p> <p>救急体制は将来的には救急隊の専任化が理想であり、各地域事情に対応できる救急車の整備に努めるとともに、保有台数・出勤区域も含めた体制を合併時まで検討</p>

	(12) 常備消防の車両	13 - 01 - 01 - 03	<p>車両耐用年数を考慮し、車両整備計画を策定</p> <p>ペア体制解消のため、釧路市で採用している7トン型水槽付消防ポンプ自動車の導入を検討</p> <p>特殊車両は地域特性も考慮して配置を再検討し、効率的な応援体制を構築</p>
	(13) 教育委員会の職員配置	16 - 01 - 01 - 02	<p>新市で再編するが、教育委員会所管施設の職員配置は現行を引き継ぐ</p>
	(14) 教育委員会庁舎管理	16 - 01 - 02 - 05	<p>施設は現行を引き継ぐが、本庁舎所在地での統合がふさわしい</p> <p>サービス低下を招かないよう地域に配慮した体制を検討するとともに、各施設の管理は現行を引き継ぐ</p>
	(15) 福祉事務所等の組織機構	17 - 01 - 01 - 01	<p>福祉事務所設置規定に基づき再編</p>
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 行政改革大綱	02 - 02 - 01 - 01	
	(2) 行政組織機構	03 - 04 - 01 - 01	<p>釧路市の組織に(仮称)総合行政センターを加える</p>
	(3) 事務分掌	03 - 04 - 01 - 03	<p>釧路市の事務分掌に(仮称)総合行政センター、3町の支所・出張所を加える</p>
	(4) 行政改革の推進	03 - 04 - 03 - 01	<p>新市における基本方針を策定し、推進体制等は釧路市の制度に統合</p>
	(5) 執行機関の決定会議	03 - 04 - 07 - 01	
	(6) 災害対策本部	13 - 04 - 03 - 01	<p>(仮称)総合行政センターに本部に準じる機能を有する組織を置く</p>